平成２２年（フ）第４１２号
千葉県成田市土屋1858番地
債務者　森田　節子
1　決定年月日時　平成22年12月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月31日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２２年（フ）第４１８号
千葉県佐倉市ユーカリが丘６丁目19番１号
債務者　山本　明子
1　決定年月日時　平成22年12月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月31日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２２年（フ）第４２３号
千葉県成田市飯田町129番地135
債務者　植田　　香（旧姓吉田）
1　決定年月日時　平成22年12月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月31日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２２年（フ）第４３０号
千葉県佐倉市王子台６丁目21番地23
債務者　上村加奈子（旧姓矢作）
1　決定年月日時　平成22年12月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月31日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２２年（フ）第４３３号
千葉県佐倉市新町100番地１
債務者　密本　雅臣
1　決定年月日時　平成22年12月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月31日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２２年（フ）第４３４号
千葉県佐倉市新町100番地１
債務者　密本　秀美
1　決定年月日時　平成22年12月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月31日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２２年（フ）第４３５号
千葉県佐倉市大崎台１丁目20番地10　カサフローラ佐倉104
債務者　密本三千代
1　決定年月日時　平成22年12月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月31日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２２年（フ）第１８１号
千葉県袖ケ浦市蔵波302番地１　Ｂ棟
債務者　平川　世界
1　決定年月日時　平成22年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月31日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２２年（フ）第７８８号
愛知県額田郡幸田町大字菱池字池端115番地グリーンハウス椿102号室、旧住所愛知県額田郡幸田町大字荻字圦13番地１
債務者　草次　一孝
1　決定年月日時　平成22年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月31日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第８４８号
愛知県豊田市若林東町中外根103番地　トヨタ車体青風寮
債務者　桑崎　啓介
1　決定年月日時　平成22年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月31日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第４６９号
岡山県倉敷市中島278番地１　サンビレッジ中島Ｃ―201
債務者　西村　一仁
1　決定年月日時　平成22年12月８日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月31日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２２年（フ）第４７０号
岡山県倉敷市中島278番地１　サンビレッジ中島Ｃ―201
債務者　西村　美佐
1　決定年月日時　平成22年12月８日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月31日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２２年（フ）第２５号
北海道名寄市西５条南12丁目55番地91カトウハイツ麻生201号室
債務者　小林　大悟
1　決定年月日時　平成22年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月１日まで
旭川地方裁判所名寄支部

平成２２年（フ）第９１７号
埼玉県入間郡三芳町大字藤久保151番地１　サンシェール205号
債務者　井口　清人
1　決定年月日時　平成22年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月１日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第８３号
京都府宮津市字宮本408番地
債務者　杉本　昭子
1　決定年月日時　平成22年12月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月１日まで
京都地方裁判所宮津支部

平成２２年（フ）第２８４７号
札幌市東区北37条東５丁目１番７号　プラザイン375―102号
債務者　片岡　京子
1　決定年月日時　平成22年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月２日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３１４１号
札幌市東区北20条東17丁目１番９―201号
債務者　竹内　真子（旧姓中村）
1　決定年月日時　平成22年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月２日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３３２６号
札幌市中央区南９条西８丁目１番１―204号
債務者　澁谷　尚希（旧姓吉田）
1　決定年月日時　平成22年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月２日まで
札幌地方裁判所民事第４部